

引渡命令の申立てをされる方へ

和歌山地方裁判所民事部・田辺支部・御坊支部・新宮支部

1 申立手数料

相手方が1名の場合

- (1) 収入印紙 500 円分
- (2) 郵便切手 2408 円分（内訳 500 円×4 枚、100 円×4 枚、2 円×4 枚）

（相手方が1名増えるごとに、収入印紙 500 円、切手 1204 円追加）

なお、事案によっては切手を追加していただくことがあります。

2 申立期間

- (1) 代金納付日から 6 か月以内
- (2) 民法 395 条 1 項の明渡猶予が認められる占有者を相手方とする場合は、猶予期間経過後、代金納付日から 9 か月以内

3 添付書類

申立人、相手方が法人の場合は、3 か月以内に発行された商業登記事項証明書（代金納付日の近日に申し立てる場合は、申立人については不要）

※ 上記は、すべての申立てについて必要な書類です。事案によっては、資料等を追加提出いただく場合があります。

- 4 現況調査報告書や物件明細書に記載されていない占有者を相手方とする場合は、相手方の人数分の申立書副本及び占有状況等に関する報告書

や証拠資料を提出してください。

- 5 申立てが認められると、申立人と相手方に引渡命令正本を郵送します。相手方がこの郵便を受け取ってから抗告申立てをしないまま1週間が経過すると、申立人は強制執行の申立てをすることができます。郵便物が相手方に届いたかどうかは、適宜、引渡命令を発した裁判所に問い合わせてください。
- 6 強制執行を申し立てる前に、執行文付与・送達証明の申請をしてください。申請書は、発令裁判所窓口に用意があるほか、和歌山地方裁判所のウェブページからダウンロードすることができます。申請にあたっては、引渡命令正本と収入印紙450円分（相手方が1名の場合）を提出してください。

上記手続後の強制執行の申立ては、各裁判所の執行官室までお尋ねください。

（各裁判所執行官室の電話番号（いずれも執行官室直通））

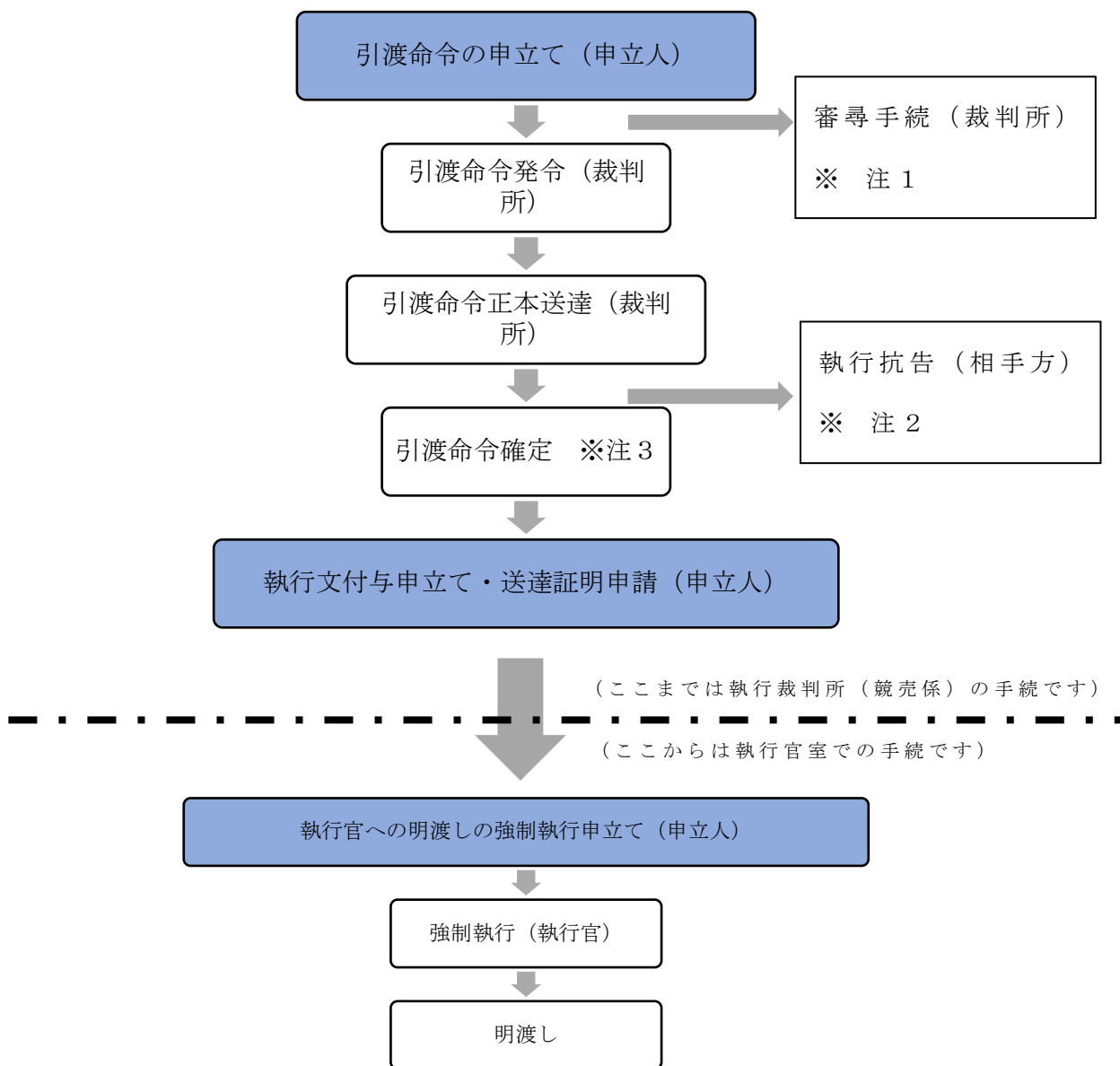
本 庁：073-428-9990

田辺支部：0739-22-8450

御坊支部：0738-23-4412

新宮支部：0735-21-5036

引渡命令手続の流れ



注 1 物件明細書や現況調査報告書に表れていない占有者を相手方とする場合は、審尋手続（相手方の意見を聞く機会）を設けます。

注 2 執行抗告とは、引渡命令の裁判に対する不服申立てのことです。抗告期間（執行抗告ができる期間）は、引渡命令が相手方に送達された日から1週間です。

注 3 相手方が執行抗告せずに抗告期間が経過すると、引渡命令の裁判が確定します。